

粉じん作業に関する掲示が義務化されました。

粉じん作業に関する掲示を行いましょよう！

令和5年4月の安全衛生法令の改正により、粉じん作業に関する注意事項を新たに掲示することが義務化されました。

掲示対象物質および掲示内容の変更点

改正前

掲示物の義務なし

※粉じん作業については、これまでは注意事項などを掲示する義務はありませんでした。

改正後

- ① **粉じん作業場である旨**
- ② **粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状**
- ③ **粉じん等の取扱い上の注意事項**
- ④ **特定の場合※においては、有効な呼吸用保護具を使用すべき旨および使用すべき呼吸用保護具**

※特定の場合については裏面参照

工場内は、「粉じん作業を行う作業場」です

次の事項を必ず確認しましょう！！

【掲示例】
アーク溶接の場合

粉じん作業の種類	金属をアーク溶接する作業（粉じん則別表1 第20号の2）
粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類	気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん
その症状	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少
取扱い上の注意事項	<ul style="list-style-type: none">・全体換気装置等を確実に稼働させながら作業すること。・散水、注水等の方法により、粉じんの発生を抑制すること。・送風を行う場合は、風下で作業しないこと。・二次ばく露を避けるために、真空掃除機または水洗による掃除を毎日1回以上行うこと。・全体換気装置等は、定期的に、月1回を目処に点検を行うこと。・粉じんが眼に入る可能性がある場合は、保護メガネ等を着用すること。・爆発性雰囲気形成するものは、防爆、静電気対策を行うこと。
粉じん作業を行うときは、右の呼吸用保護具のいずれかを有効に使用すること。	<ul style="list-style-type: none">・防じんマスク（性能区分「DS2」又は「RS2」以上）・防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（A級以上、ろ過性能「PS2」以上）・送気マスク又は自給式呼吸器

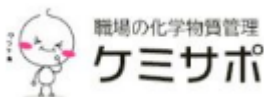
※特定の場合とは？

- 1 特定粉じん作業について、当該作業が①臨時である場合、②期間が短い場合、③時間が短い場合のいずれかであって、有効な呼吸用保護具を使用させることで局所排気装置等を設置する義務が適用されない場合。
- 2 特定粉じん作業以外の粉じん作業について、当該作業が①臨時である場合、②期間が短い場合、③時間が短い場合のいずれかであって、有効な呼吸用保護具を使用させることで全体排気装置等を設置する義務が適用されない場合。
- 3 特定粉じん作業を行うとき、①研削といしが使用前直径300mm未満の場合、②破砕機又は粉碎機の最大能力が毎時20kg未満の場合、③ふるい分け機のふるい面積が700cm²未満の場合、④混合機の内容積が80ℓ未満の場合のいずれかであって、有効な呼吸用保護具を使用させ、全体換気装置等を稼働することで局所排気装置等を設置する義務が適用されない場合。
- 4 特定粉じん作業を行う場合において作業場の構造、作業の性質等により局所排気装置等の設置が著しく困難であると所轄労働基準監督署長の認定を受け、局所排気装置等を設置する義務が適用されない場合。
- 5 粉じんが飛散しない方法により行うべき月1回の清掃について、粉じんが飛散しない方法によることが困難であるため、有効な呼吸用保護具を使用させてその他の方法で清掃する場合。
- 6 第三管理区分と区分された場所で作業（粉じん作業以外の作業を含む）を行う場合。
- 7 第三管理区分に区分された場所が第三管理区分から改善できていない場合（作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合を含む）
- 8 呼吸用保護具を使用すべき粉じん作業を行う場合（粉じん則第27条第1項に規定する作業を行う場合）
- 9 坑内作業であって、坑内の粉じん濃度測定結果に応じた電動ファン付き呼吸用保護具を使用すべき粉じん作業を行う場合（粉じん則第27条第3項に規定する作業を行う場合）

周知方法について

粉じん作業に従事する全ての者にとって見やすい場所に掲示する方法であれば、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板等）の電子情報処理組織を使用する等の方法が認められています。

令和6年4月からの化学物質管理についてはこちらをご覧ください



職場の化学物質管理
ケミサポ

「**無料相談窓口**」※Q&Aを確認後に問い合わせる
(R6.4.1～R7.3.18) 必要があります。



開設期間：令和6年4月1日(月)～令和7年3月18日(火)

受付時間：平日10:00～17:00 (12:00～13:00、祝日、年末年始を除く)

【お問合せ】

TEL：050-5577-4862

Email：[メールフォーム](#)をご利用下さい

